平成２８年（フ）第３９１８号
東京都江戸川区南葛西２丁目18―14―403
債務者　増倉　敦子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９１９号
東京都武蔵野市桜堤２丁目11―２―301
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９２０号
東京都荒川区町屋３丁目13―20―103
債務者　山次　　徹
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９２４号
東京都江東区枝川３丁目８－８　レストランアトム
債務者　上島　正光
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９２９号
東京都中野区弥生町１丁目50－９－101
債務者　柏木　弘美
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９３４号
東京都杉並区和泉２丁目６－５－201
債務者　菱谷　梨江
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９３５号
東京都足立区南花畑４丁目19―20
債務者　上原　　愛
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９４８号
神奈川県平塚市横内3824　県営横内アパート30―205
債務者　北澤　幸浩
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５３号
東京都大田区萩中３丁目14―25
債務者　田村　政大
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５４号
東京都中野区野方２丁目９－８－102
債務者　山崎　雅也
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５６号
東京都府中市矢崎町４丁目15―43　チロリン村
債務者　中江　吉信
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５７号
東京都江東区北砂７丁目７－１－1453
債務者　奥脇　　操
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５８号
東京都世田谷区世田谷１丁目30―11―303
債務者　星野美智子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９６２号
東京都板橋区坂下１丁目３－３－702
債務者　一戸　暁子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３３５号
札幌市豊平区西岡２条３丁目３番12号
破産者　有限会社フルハウス
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８号
兵庫県姫路市北条口５丁目66番地
破産者　株式会社サンクリエーション
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部